

泉区地域ごみ減量化推進活動補助金交付要綱

制 定 平成 23 年 3 月 1 日 泉地振 第 1254 号（泉区長決裁）

最近改正 令和 4 年 3 月 3 日 泉地振 第 1314 号（泉区長決裁）

（目 的）

第 1 条 この要綱は、ごみと資源の総排出量を削減し、これによる脱温暖化のための温室効果ガス排出量の削減に向け、地域におけるごみの減量化を推進する活動を、より充実させるために交付する補助金に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 泉区地域ごみ減量化推進活動補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助対象者等の範囲）

第 3 条 この要綱における補助金の補助対象は、補助対象事業を実施する泉区地区連合自治会町内会（以下「連合」という。）とする。

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積所及び地域行事等におけるごみの分別指導等、ごみの減量化を推進するための実践活動
- (2) 分別周知等のための広報物作成等、ごみの減量化を推進するための普及啓発活動
- (3) ごみ集積所周辺の環境美化及びごみ集積所設備等の修繕等、ごみ集積所の維持管理のための活動
- (4) その他、区長がごみの減量化を推進するために必要と認めた活動

2 前項に定める事業は、連合が主催、共催又は後援する事業とする。

（補助金額）

第 5 条 連合が実施する自主的なごみ減量化推進活動に対する補助金の交付金額は、70,000 円に、連合に加入する自治会町内会数に 3,000 円を乗じたものを加算した金額を補助限度額とする。

（補助金の交付申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする連合は、区長が指定する期日までに、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添付して、区長に提出しな

なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた連合は、補助申請の取下げをする場合は、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

(補助金交付の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた連合は、区長に対して、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金交付請求書（第4号様式。以下「補助金交付請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 区長は、補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(交付方法)

第10条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 補助金の連合への支出は、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号の規定に基づき、前金払いとすることができる。

(活動実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた連合は、当該年度の活動を完了した後、速やかに、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金活動報告書（第5号様式）に、次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の写し（1件の金額が100,000円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）
- (4) その他区長が必要とする書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 区長は、活動実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金額確定通知書（第 6 号様式）により活動実績報告を提出した連合に通知するものとする。

(補助金交付決定の取消及び返還請求)

第 13 条 区長は、補助金交付を決定した連合が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により、当該連合に通知するものとする。また、既に交付した補助金の全部若しくは一部について、泉区地域ごみ減量化推進活動補助金返還請求書（第 8 号様式）により、当該連合に対して返還を求めるものとする。

- (1) この要綱又は補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。
- (4) 当該年度の補助金に余剰金が生じたとき。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、泉区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。